

5. 広島県福山市の事例（人口規模 20 万人以上）

参考資料：「Data Start」（総務省統計局、統計データ活用センター）

参考資料：「福山みらい創造ビジョン～人口減少対策アクションプラン 2021～」(2021 年（令和 3 年）3 月福山市）

福山市(令和 6 年 6 月現在人口 456,061 人)は、平成 27 年に福山市総合戦略を策定し、雇用や新しい人の流れの創出を目指した施策を実施してきたが、各施策に関連して設定した数値目標に対する実績を見ると、人口増減に関連する項目は目標に達していない状況であった。

そこで、人口減少社会においても都市の活力を失わないよう、特に「現役世代を減らさない」取組の強化が必要だということとなった。

まず、客観的なデータ分析に基づいて取組の方向性を見極め、部局横断的に実行していくこと、加えて、取組の実行段階では、雇用確保や仕事と子育ての両立などを実現する上で核となるプレーヤーが積極的にに関わり、実行する仕組みが必要であることから、市役所内の複数部署のメンバーでチームを結成し、民間企業とも定期的に意見交換するなど、当初から民間視点を取り入れることとした。

施策の基本となるペルソナ（詳細な政策ターゲット）は、統計調査などの定量的なデータに、市役所窓口やイベントなどで集めた定性的な意見も反映し、これらを複合的に整理して設定している。これは、サービスを利用するユーザー像を明確に描き、その満足度を高める強化策を打ち出すためである。

そして、政策ターゲットとして、社会増減が起こる進学、就職、移住の 3 つのターニングポイントと、専業主婦（夫）、共働き（子どもあり）、共働き（子どもなし）、シングルの 4 つのライフスタイルでとらえ、具体的な像を描いた。これら 9 つのペルソナを設定し、ペルソナの満足度を高めるための事業計画として「新たな人口減少対策アクションプラン」を策定した。

ペルソナの一例として、「子育て共働き女性（25～39 歳）」がある。子どもの成長に幸せを感じながらも、家庭内の育児負担の偏重や経済面の不安から、3 人目の出産をためらう女性をイメージし、仕事と子育ての両立支援や育児支援の具体施策を考えている。ほかのペルソナについても同様に、人物像と施策を提案している。

1 政策ターゲット(9つの人物像)の設定



ペルソナ① 高3進学女子

市外大学への進学を考えている高校3年生の女子

年齢：18歳、性別：女性（未婚）、職業等：高校生（大学受験を控えている）

子ども：なし、住まい：福山市に在住（実家）

「広島市や岡山市など近隣の地方都市か大阪圏の大学へ進学したい。将来戻るかはわからない。」

「駅前に友達と遊んだり買い物できる場所が少ない。」

福山市在住高校3年生（女子）の進路状況

進学	大学等	女子高校生		男子高校生	
		市内	市外	市内	市外
	大学等	12.3%	44.4%	12.2%	44.1%
	専門学校	25.8%	20.7%	280人	1,011人
就職	市内	10.2%	0.8%	232人	15.7%
	市外	6.5%	4.6%	19人	359人
その他		6.5%	4.6%	148人	105人
合計		100%	100%	2,278人	2,289人

※「平成27年国勢調査人口等基本集計」などを基に推計

進学を最も希望する地域

岡山県 22.4%、福山市内 16.9%、大阪圏 16.6%、広島県（福山市除く） 14.3%

志望校検討で重視すること

学びたい学科、学部があること 89.8%

校風や雰囲気の良いこと 48.0%

学習設備や環境が整っていること 47.3%

将来、住んでいる町に戻ってきたくない理由

買い物をしたいお店が少ない 46.2%

就職したい業種や職種が地元にない 39.6%

遊ぶ場所が少ない 37.7%

※「若者（高校生）の定住志向に関するアンケート調査」（2020年7月）から市内高校生、女性の回答を集計

キャリアデザイン×ライフデザインの構築支援

○グローバル人材育成事業

- ・高校生に地元企業の良さや課題を学ぶ場を提供
- ・地元企業の良さ、自らが探究した課題の解決策をまとめ、市内の各高校へ情報共有

○若者人材育成等支援事業（出前講座）

- ・産業支援コーディネーターによる職業観の醸成や地元企業の認知度向上を目的とした講座を開催

地元定着の促進

○新たな奨学資金制度の創設

- ・金融機関と連携した低金利の奨学金と市内での就職を条件とした返済補助制度の創設

○市外大学への通学支援

- ・市内の就職関連イベント等に参加することを条件とした市内から市外大学に通う大学生に対する通学費の補助

参考資料：「福山みらい創造ビジョン～人口減少対策アクションプラン 2021～」(2021年(令和3年)3月福山市)

ペルソナ② 高3就職男子

地元企業への就職を予定している高校3年生の男子

年齢：18歳、性別：男性（未婚）、職業等：高校生（就職希望）

子ども：子どもなし、住まい：福山市に在住（実家）

「仕事は、デスクワークより体を動かす職場が希望。市内の製造業に就職したい。」

「でも、市内で、安心して働き続けることができる企業についての知識がなく不安」

福山市在住高校3年生（男子）の進路状況

			女子高校生		男子高校生	
進学	大学等	市内	12.3%	280 人	12.2%	280 人
		市外	44.4%	1,011 人	44.1%	1,009 人
	専門学校		25.8%	588 人	20.7%	474 人
就職		市内	10.2%	232 人	15.7%	359 人
		市外	0.8%	19 人	2.7%	62 人
その他			6.5%	148 人	4.6%	105 人
合計			100%	2,278 人	100%	2,289 人

※「平成27年国勢調査人口等基本集計」などを基に推計

福山の企業をどのくらい知っているか

よく知っている	3.0%
まあまあ知っている（10社以上30社未満）	22.9%
少しは知っている（5社以上10社未満）	29.6%
あまり知らない（1社以上5社未満）	39.9%

将来、働きたい業種

製造業（食品製造、家具製造、印刷、医薬品製造、電子部品製造、電気機械製造、自動車製造など）	25.2%
情報通信業（テレビ放送、ソフトウェア、インターネットサービス、映像制作、出版、広告制作など）	17.8%
建設業（土木工事、建築工事、建築リフォーム、大工、左官、塗装、電気工事など）	13.0%

市外に就職希望の理由

就職したい企業が福山市内にないから	44.4%
地元を離れて一人暮らしをしたから	29.6%
保護者の元を離れて自立したいから	18.5%
就職したい業種や職種が福山市内にないから	11.1%

※「若者（高校生）の定住志向に関するアンケート調査」（2020年7月）から市内高校生、女性の回答を集計

市内企業の認知度向上・職業観の醸成

○高校生向けの企業・職業説明会

- ・市内の高校生を対象に、備後圏域内の企業・職業についての説明会を実施

○ゲンバ男子 官民連携

- ・製造業の現場で働く若者を専用サイトを通じて紹介し、製造業界における若者の人材確保・イメージアップを促進

参考資料：「福山みらい創造ビジョン～人口減少対策アクションプラン 2021～」(2021年(令和3年)3月福山市)

ペルソナ③ 就活大学生

就職で福山に戻るかどうか悩んでいる大学3年生

年齢：21歳、性別：男女（未婚）、職業等：大学生（就職活動中）

子ども：子どもなし、住まい：福山市出身、市外に在住（賃貸住宅）

「福山に戻りたい意識は強くなったけど、地元企業のことがわからなくて不安」

「働くなら福利厚生が充実していることはもちろん、ライフスタイルに応じた働き方でできる職場がいいな。」「福山駅前の魅力が高まり、にぎわいが増えるといいな。」

市外大学などへ進学した福山市出身者の地元での就職希望状況

	女子大学生		男子大学生		合計	
福山市に戻ってきたい	17.8%	360人	17.2%	347人	35.0%	707人
わからない	19.4%	393人	20.7%	418人	40.1%	811人
福山市に戻ってきたくない	12.8%	258人	12.1%	244人	24.9%	502人

※「平成27年国勢調査人口等基本集計」などを基に推計

福山市に就職する学生が増えるために必要なこと

企業の知名度が高まる 57.5

賃金条件が良くなる（給料・各種手当・残業代） 56.1%

駅前の魅力が高まり、にぎわいが増える（飲食店、小売店、レジャー施設など） 54.4%

雇用条件が良くなる（休日・休暇、残業時間） 46.1%

コロナ感染拡大による「意識の変化」

テレワークなど柔軟な働き方ができる企業で働きたいと考えるようになった 38.2%

地元で就職したい気持ちが強くなった 20.2%

就職は他地域を考えているが、将来、地元に戻りたい意識が強くなった 18.0%

コロナ感染拡大収束後の働き方はどうあるべきか

生活実態にあわせた出退勤時間（フレックスタイム制）の導入 61.4%

WEB会議の積極的な活用 54.8%

テレワーク（リモートワーク）の定着 53.1%

市内企業とのマッチング強化

○〈拡〉企業説明下のオンライン開催 官民連携

・福山市・府中市の企業の説明会をオンラインで開催

○新企業による奨学金返済支援制度の創設

・従業員に対する奨学金返済支援制度を創設した企業への補助

地元就職の魅力向上

○〈拡〉企業・事業者のデジタル化支援

・備後圏域内の中小企業等のICT化を支援するため、相談窓口や事例研究の場を設置

・首都圏のデジタル関連企業と市内企業の交流を目的としたビジネスキャンプの開催

○新IT導入の補助

・WEB会議システムやテレワーク環境等を整備する企業に整備費用を補助

○ワーク・ライフ・バランスの推進

・多様な働き方ができる職場環境づくりを推進

居心地の良いウォーカブルな都市空間の整備

○新ウォーカブル推進事業

・中心市街地の歩道などにベンチやオープンテラスを設置するなど、歩いて楽しい空間づくりの推進

参考資料：「福山みらい創造ビジョン～人口減少対策アクションプラン 2021～」(2021年(令和3年)3月福山市)

ペルソナ④ 子育て専業主婦（夫）

出産を退職した 25～39 歳、子育て中の専業主婦（夫）

年齢：31 歳、性別：男女（既婚）、職業等：専業主婦（夫）

子ども：1 人（乳幼児）、住まい：福山市に在住

「子どもに何かあっても、夫（妻）は仕事を休みに久野で、仕事を辞めた。」

「子育てが少し落ち着いたらお小遣いや生活費の助けになる程度の仕事をしたい。」

「2 人目がほしいけど、家事や育児のストレスが溜まって、体と心がしんどい。」

福山市在住子育て専業主婦（夫）の割合

核家族世帯	福祉山在住 世帯主 25～39 歳			世帯	
	夫婦	子どもあり	専業主婦（夫） 共働き	17.9%	5,779 世帯
		子どもなし		25.7%	8,296 世帯
	女親	子どもあり		11.5%	3,710 世帯
	男親	子どもなし		7.1%	2,305 世帯
				0.4%	140 世帯
単独世帯				33.1%	10,702 世帯
その他				4.3%	1,370 世帯
合計				100%	32,302 世帯

※「平成 27 年国勢調査就業状態等基本集計」などを基に推計

1 年以内に希望する就労状況

2 人ともフルタイムで働いている	29.7%
1 人はフルタイム、1 人はパートタイムで働いている	39.4%
1 人はフルタイム又はパートタイムで働いていて、1 人は働いていない	16.2%

子育てをする上での不安や悩み

出産や育児にかかる経済的負担が大きい	37.7%
心理的、肉体的負担が大きい	28.3%
自分の自由な時間が持てない	26.4%

コロナ収束後の働き方はどうあるべきか（女性）

生活実態にあわせて出退勤時間の導入	48.8%
休暇制度の積極的な取得	47.6%
テレワークの定着	42.8%

仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくり

- 新男性の育児休業取得支援
 - ・企業が男性の育児休業取得者の代替人材を雇用する場合に、その経費を補助
- 女性向け合同業説明会
 - ・「子育て中の女性が働きやすい企業」を中心とした、女性向け合同企業説明会を実施

子育て女性の心と体とケア

- 新産婦健康診査の補助
 - ・出産後間もない産婦に対して、母体の身体的機能の回復や精神状態の把握等を行う健康診査の補助
- 〈拡〉産後ケアの充実
 - ・対象を産後 2 か月から産後 1 年までに拡充。家庭を訪問し、母体の体調管理や心身のケアなどの支援を実施
- オンライン「おしゃべり広場」
 - ・子育てに関する個別相談や親同士のつながりを作る座談会をオンラインで実施

参考資料：「福山みらい創造ビジョン～人口減少対策アクションプラン 2021～」(2021 年(令和 3 年)3 月福山市)

ペルソナ⑤ 子育て共働き女性

3人目を考えている25～39歳、子育て中の共働き女性

年齢：38歳、性別：女性（既婚）、職業等：会社員

子ども：2人（幼児（保育所））、住まい：福山市に在住

「3人目を考えているけど、経済面な不安だけでなく、夫の育児へのサポートにも不満。」「夫の会社に休暇制度はあるけど、急に保育所が休みになったときや、子どもの体調不良などで休むのはいつも私。」

福山市在住 子育て共働きの割合

福祉山在住 世帯主 25～39 歳			世帯		
核家族世帯	夫婦	子どもあり	専業主婦（夫）	17.9%	5,779 世帯
			共働き	25.7%	8,296 世帯
		子どもなし		11.5%	3,710 世帯
	女親	子どもあり		7.1%	2,305 世帯
	男親	子どもなし		0.4%	140 世帯
単独世帯				33.1%	10,702 世帯
その他				4.3%	1,370 世帯
合計				100%	32,302 世帯

※「平成27年国勢調査就業状態等基本集計」などを基に推計

男性の育児参加に必要なこと

男性自身の意識の変化	27.0%
夫婦間でのコミュニケーションをよく図ること	20.1%
男性の育児参加に対する職場の理解の向上	19.5%

育児休業を取得していない理由

仕事が忙しかった	父親 31.5%、母親 8.6%
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	父親 29.7%、母親 15.0%
配偶者が育児休業制度を利用した	父親 24.3%、母親 0.2%
子育てや家事に専念するため退職した	父親 3.4%、母親 35.0%

ペルソナの声

- 配偶者の子育てサポートについて
 - ・子育てには関わってくれるが、もう少し自主的に関わってほしい。
- 配偶者の職場の休暇制度について
 - ・毎日仕事から帰ってくるのが遅いので、実質ワンオペ状態でしんどい。
 - ・休暇制度は充実しているが、制度を使いにくい雰囲気があり、自分が仕事を休むことが多い。
- 子育てにかかる費用について
 - ・漠然としたお金への不安がある。
 - ・子育てにどれくらいお金がかかるか知りたい。

※ペルソナモニターインタビュー（2019年）、子育てパパ活躍ウィーク参加者アンケート調査（2020年）

子育てサポートの充実

- 新ファイナンシャルプランナー相談
 - ・ライフプランや経済面の不安などについてのファイナンシャルプランナーへの相談
- 福山ネウボラの運営
 - ・ネウボラ相談窓口「あのね」（市内13カ所）を核とした妊娠期～子育て期まで切れ目ない支援の実施
- 子育てパパの育児参加促進 官民連携
 - ・市内企業と連携し、子育てパパ活躍ウィークなどを実施
- 新男性の育児休業取得支援（再掲）

子どもが健やかに成長できる環境づくり

- 新ネウボラ相談窓口「あのね」と「ねほんの国」を商業施設で再開
- 新親子で学び・楽しめる場の充実
 - ・（仮称）子ども未来館基本構想の策定、びんごキッズラボの開催、初級スケートボードパークの基本計画の策定、富谷公園の遊具美装化など、親子で学び・楽しめる場の整備

ペルソナ⑥ 共働き夫婦（子どもが欲しい）

妊娠を希望している 25～39 歳、共働き夫婦

年齢：34 歳、性別：男女（既婚）、職業等：会社員

子ども：なし、住まい：福山市に在住

「結婚して 5 年。そろそろ子どもがほしいが、経済面で不安。」「妊娠治療にも行きたいけど、仕事との両立が難しい。」「子どもを持つことに対して、社会や経済の状況による不安・リスクを感じる。」

福山市在住 共働き夫婦（子どもなし）の割合

		福祉山在住　世帯主 25～39 歳		世帯	
核家族世帯	夫婦	子どもあり	専業主婦（夫）	17.9%	5,779 世帯
			共働き	25.7%	8,296 世帯
		子どもなし		11.5%	3,710 世帯
	女親	子どもあり	7.1%	2,305 世帯	
	男親	子どもなし	0.4%	140 世帯	
単独世帯				33.1%	10,702 世帯
その他				4.3%	1,370 世帯
合計				100%	32,302 世帯

※「平成 27 年国勢調査就業状態等基本集計」を基に推計

理想の子ども的人数をもつための条件（子どもがいない既婚者）

出産や子育てに対する配偶者やパートナーの協力	100.0%
妊娠（不妊治療等含む）や出産に関する費用の助成充実	56.3%
結婚・出産・子育てに必要な費用の明確化	56.3%
子どもの医療費や保育費用などの負担軽減	50.0%

仕事と不妊治療の両立について

5.5 組に 1 組：不妊の検査や治療を受けたことがある（または現在受けている）
夫婦は 5.5 組に 1 組（全体で 18.2%）

（出所：国立社会保障・人口問題研究所「2015 年社会保障・人口問題基本調査」）

95.6%：仕事をしながら不妊治療を経験したことのある人のうち 95.6%が「両立は困難」

（出所：特定非営利活動法人 Fine（ファイン）「仕事と不妊治療の両立に関するアンケート」（2017 年）

ペルソナの声

- ・妊娠中のコロナ感染による胎児への影響が心配。
- ・コロナで里帰り出産や立会い出産ができない、遠方の家族の協力が得られない、講座やマタニティスクールが中止になるなど、妊娠・出産・子育てへの不安がある。 ※妊娠からの意見（あのね相談窓口）（2021 年 3 月）

子育てにかかる負担の軽減

○〈拡〉不妊治療・不育症治療費の助成

- ・医療機関における一般不妊治療や特定不妊治療、不育症治療に係る自己負担額を一部助成し、妊娠を希望する夫婦の経済的負担を軽減

○新出産育児特別応援金

- ・コロナ禍において、新たに出産・育児をする世帯に応援金を支給

妊娠と仕事の両立支援

○ワーク・ライフ・バランスの推進（再掲）

- ・不妊治療と仕事が両立できる職場環境づくりに向けて、企業への周知啓発を実施

安心して子どもを生み、育てられる環境の整備

○新周産期・小児救急医療体制の強化

- ・大学と連携した医師の確保・育成
- ・初期臨床研修医の研修などに要する費用の補助
- ・24 時間 365 日対応の小児救急医療体制の整備

ペルソナ⑦ シングルマザー

二人の子どもを育てている 25～39 歳、シングルマザー

年齢：30 歳、性別：女性（夫婦（離婚））、職業等：会社員

子ども：2 人（小学生・幼児（保育所））、住まい：福山市に在住（賃貸住宅）

「子育てや教育にお金がかかる。悩みが多いが、頼れる人や気軽に相談できる人が近くにいてなくて不安。」「子どもが病気になったとき休みが取りやすい職場で働きたい。」「社会状況によって、収入の変化など家庭への影響が大きく、これからどうなるか不安。」

福祉山在住 シングルマザーの割合

福祉山在住 世帯主 25～39 歳			世帯	
核家族世帯	夫婦	子どもあり	専業主婦（夫）	17.9% 5,779 世帯
			共働き	25.7% 8,296 世帯
		子どもなし		11.5% 3,710 世帯
	女親	子どもあり		7.1% 2,305 世帯
	男親	子どもなし		0.4% 140 世帯
単独世帯				33.1% 10,702 世帯
その他				4.3% 1,370 世帯
合計				100% 32,302 世帯

※「平成 27 年国勢調査就業状態等基本集計」を基に推計

子どもについて悩んでいること（生活困難層のひとり親世帯、小学 5 年生保護者）

子どもの教育費のことが心配である 62.0%

子どもの進学先や受験のことが心配である 48.9%

養育費の取り決め状況（母子世帯）

している 48.2%、 していない 50.3%、 無回答 1.5%

子育てにかかる負担の軽減

○新ひとり親家庭特別応援金

- ・コロナの感染拡大に伴い、経済基盤が弱く厳しい状況にあるひとり親家庭に応援金を支給

○新ファイナンシャルプランナー相談（再掲）

- ・ライフプランや経済面の不安などについてのファイナンシャルプランナーへの相談

子育てサポートの充実

○新こども家庭総合支援拠点

- ・専門職による相談対応や継続的なソーシャルワークの中心的役割を担う拠点機能を新設

○〈拡〉ひとり親家庭自立支援事業

- ・就職の支援・資格取得の促進に加え、夜間休日電話相談窓口の開設や、離婚を予定している人への講座を開催

○新子ども食堂やフリースクールの活動支援

- ・子どもへの食事の提供、学習・生活支援などを実施する団体を支援し、地域における子どもの支援体制を強化

参考資料：「福山みらい創造ビジョン～人口減少対策アクションプラン 2021～」(2021 年(令和 3 年)3 月福山市)

ペルソナ⑧ 移住希望未婚男女

地方への移住を考えている、25～39 歳 未婚の会社員

年齢：30 歳、性別：男女（未婚）、職業：会社員（クリエイティブ（IT・デザイン）系）

子ども：なし、住まい：首都圏・関西圏に在住（賃貸住宅）

「住む場所を制限されない働き方を実現したいが、イメージが湧かない。」「地域での人間関係や地元企業とのコネクションがなく不安。」「移住への気持ちは更に強くなったけど、生活の利便性が下がるイメージがあって迷う。」

地方圏での暮らしに対してのネガティブイメージ

公共交通の利便性が良くなさそう	55.5%
収入が下がる気がする	50.2%
日常生活の利便性が良くなさそう	41.3%

地方移住への関心（東京都 23 区、20 歳代）

関心が高くなった	11.8%
関心がやや高くなった	23.6%
変わらない	54.2%

リモートワークを実施したい理由

子育て・介護のため	28.9%
通勤時間の削減	28.1%
家族の仕事の都合で居住地が限定される	14.0%
趣味のために住む場所を選びたい	13.2%

多様な働き方の推進

- 〈拡〉ワーケーションふくやま
 - ・首都圏等のクリエイティブ人材などに、福山に働く・暮らす・交流する場を提供
 - ・びんご圏域周遊型ワーケーションツアーを新たに実施
- 新企業の人材確保支援の強化
 - ・市内企業が求める人材と都市圏等の転職希望者をマッチングし、インターンシップを実施
 - ・企業による自社就職試験への参加費支給に対する補助

参考資料：「福山みらい創造ビジョン～人口減少対策アクションプラン 2021～」(2021 年(令和 3 年)3 月福山市)

ペルソナ⑨ 移住希望既婚男性

一家で移住を考えている 25～39 歳 既婚の男性会社員

年齢：37 歳、性別：男性（既婚）、職業等：会社員、子ども：2 人（幼児（保育所）・乳幼児）、住まい：備後圏域出身（U ターン希望）、関西圏に在住（賃貸住宅）

「自然豊かな環境で子育てをしたいが、待機児童や地方の教育環境が不安。」「地元で家を持つことや親の介護など、将来設計を考えないと。」「関西圏の企業に就職したけど、自分のスキルを地元の企業で活かしたい。」

関西圏際住移住の可能性のある既婚の男性会社員の割合

関西圏在住 25～39 歳 福山市出身				男性		女性		合計	
未婚	就業者 （主に 仕事）	移動の可能性 が少しでもあ る	転勤以外	13.6%	770 人	14.7%	873 人	14.1%	1,643 人
			転勤	3.9%	223 人	0.9%	55 人	2.4%	278 人
		移住の可能性がない		19.1%	1,984 人	16.3%	967 人	17.7%	2,051 人
	その他			12.8%	727 人	10.4%	615 人	11.6%	1,342 人
既婚	就業者 （主に 仕事）	移動の可能性 が少しでもあ る	転勤以外	11.1%	632 人				
			転勤	4.4%	249 人	29.8%	1,771 人	37.3%	4,336 人
		移住の可能性がない		29.7%	1,684 人				
	その他			5.4%	306 人	27.9%	1,654 人	16.9%	1,960 人
合計				100%	5,675 人	100%	5,935 人	100%	11,610 人

※「平成 27 年国勢調査就業状態等基本集計」などを基に推計

移住先の子育て環境で重視する条件

自然とのふれあい	43.0%
学力・知力の向上ができる教育環境	26.8%
子どもが楽しめる施設・公園	25.2%

地方圏でやりたい仕事のイメージ

自分の能力やキャリアを生かした仕事がしたい	40.9%
地域に密着した仕事がしたい	35.0%
時分で起業したい、または個人事業主になりたい	20.8%

移住先で期待するライフスタイル

自分に合った生活スタイルを送ること	43.1%
スローライフを実現すること	39.3%
食べ物や水・空気がおいしい環境で生活すること	35.3%

子育て・教育・生活環境の充実

- 子ども主体の学びの推進
 - ・教育・学年の横断的な教育課程の編成、福山ティーチャーズ・アカデミー等を通じた
- GIGA スクール事業
 - ・タブレット端末を活用したオンライン教育の推進

移住後の生活スタイルを発信

- 地域おこし協力隊による情報発信
 - ・田舎暮らしの情報・魅力を SNS などで発信

移住促進策の強化

- 民間ビッグデータを活用した移住促進
 - ・ビッグデータ分析で抽出した、移住関心層へのオンライン移住ツアーの実施

参考資料：「福山みらい創造ビジョン～人口減少対策アクションプラン 2021～」(2021 年(令和 3 年)3 月福山市)

Ⅱ．国外における効果的少子化対策

1. 各国の合計特殊出生率の動向

参考資料:「令和4年度内閣府委託事業 我が国及び諸外国の少子化の状況等に関する調査報告書」
(令和5年3月、WIP ジャパン株式会社)

ア 日本

第1次ベビーブーム期には4.3を超えていたが、1950年以降急激に低下した。その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移していたが、1975年に2.0を下回って以降、2005年には過去最低である1.26まで落ち込み、2015年には1.45まで回復したが、再び低下傾向となり、2021年時点で1.3となっている。

イ スウェーデン

2021年の合計特殊出生率は1.67である。1960年代までは2.0以上の水準であったが、1983年に1.61まで低下した後、1990年代前半には2.0前後まで回復、その後再び低下傾向となる。近年の合計特殊出生率は、2010年の1.98をピークに低下傾向にあり、2021年は1.67まで低下している。

ウ ドイツ

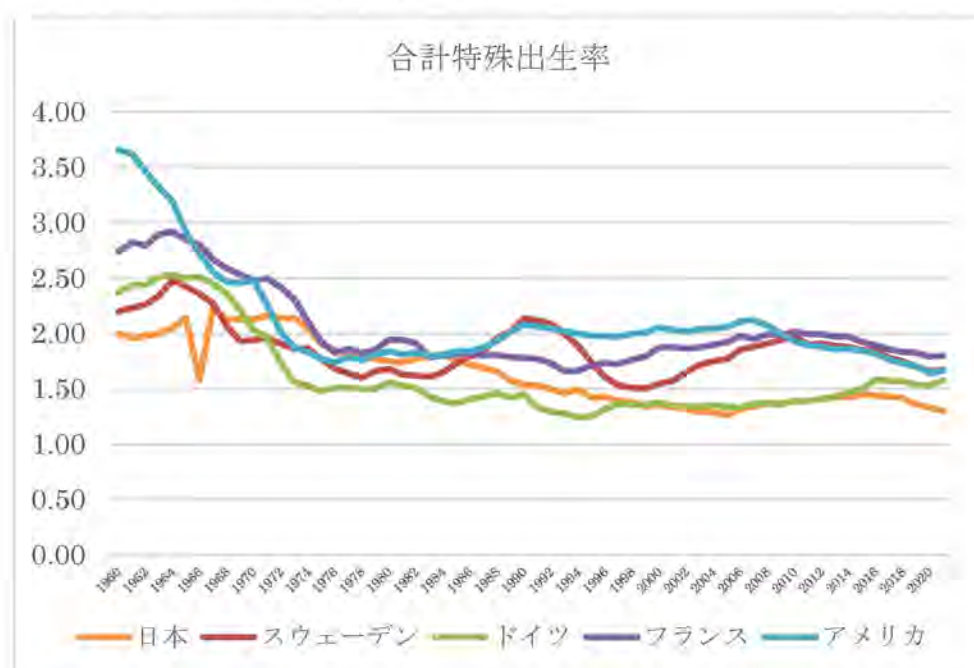
ドイツの合計特殊出生率は1960年代までは2.0以上の水準であったが、1994年に1.24まで低下した後、徐々に上昇し、最新の2021年は1.58となった。

エ フランス

1960年代までは、2.0以上の水準であったが、1993年時点で1.66まで低下、その後、2000年代後半には2.0前後まで回復したが、再び低下傾向にあり、2021年は1.80となっている。

オ アメリカ

1960年の合計特殊出生率は3.65で、1976年には1.74まで低下した後、再び上昇し、2000年代には2.0前後まで回復したが、再び低下傾向にある。2021年の合計特殊出生率は1.66となっている。



日本と諸外国の合計特殊出生率

	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969
日本	2.00	1.96	1.98	2.00	2.05	2.14	1.58	2.23	2.13	2.13
スウェーデン	2.20	2.23	2.26	2.34	2.48	2.42	2.36	2.27	2.07	1.93
ドイツ	2.37	2.44	2.44	2.51	2.53	2.50	2.51	2.45	2.36	2.21
フランス	2.74	2.82	2.80	2.90	2.91	2.85	2.80	2.67	2.59	2.53
アメリカ	3.65	3.62	3.46	3.32	3.19	2.91	2.72	2.56	2.46	2.46
	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979
日本	2.13	2.16	2.14	2.14	2.05	1.91	1.85	1.80	1.79	1.77
スウェーデン	1.94	1.96	1.91	1.86	1.87	1.77	1.68	1.64	1.60	1.66
ドイツ	2.03	1.97	1.74	1.56	1.53	1.48	1.51	1.51	1.50	1.50
フランス	2.48	2.50	2.42	2.31	2.11	1.93	1.83	1.86	1.82	1.86
アメリカ	2.48	2.27	2.01	1.88	1.84	1.77	1.74	1.79	1.76	1.81
	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
日本	1.75	1.74	1.77	1.80	1.81	1.76	1.72	1.69	1.66	1.57
スウェーデン	1.68	1.63	1.62	1.61	1.65	1.73	1.79	1.84	1.96	2.02
ドイツ	1.56	1.53	1.51	1.43	1.39	1.37	1.41	1.43	1.46	1.42
フランス	1.95	1.95	1.91	1.78	1.80	1.81	1.83	1.80	1.81	1.79
アメリカ	1.84	1.81	1.83	1.80	1.81	1.84	1.84	1.87	1.93	2.01
	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
日本	1.54	1.53	1.50	1.46	1.50	1.42	1.43	1.39	1.38	1.34
スウェーデン	2.14	2.12	2.09	2.00	1.89	1.74	1.61	1.53	1.51	1.50
ドイツ	1.45	1.33	1.29	1.28	1.24	1.25	1.32	1.37	1.36	1.36
フランス	1.78	1.77	1.73	1.66	1.66	1.71	1.73	1.73	1.76	1.79
アメリカ	2.08	2.06	2.05	2.02	2.00	1.98	1.98	1.97	2.00	2.01
	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37
スウェーデン	1.55	1.57	1.65	1.72	1.75	1.77	1.85	1.88	1.91	1.94
ドイツ	1.38	1.35	1.34	1.34	1.36	1.34	1.33	1.37	1.38	1.36
フランス	1.87	1.88	1.86	1.87	1.90	1.92	1.98	1.95	1.99	1.99
アメリカ	2.06	2.03	2.01	2.04	2.05	2.06	2.11	2.12	2.07	2.00
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
日本	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36
スウェーデン	1.98	1.90	1.91	1.89	1.88	1.85	1.85	1.78	1.75	1.70
ドイツ	1.39	1.39	1.41	1.42	1.47	1.50	1.59	1.57	1.57	1.54
フランス	2.02	2.00	1.99	1.97	1.97	1.93	1.89	1.86	1.84	1.83
アメリカ	1.93	1.89	1.88	1.86	1.86	1.84	1.82	1.77	1.73	1.71
	2020	2021								
日本	1.33	1.30								
スウェーデン	1.66	1.67								
ドイツ	1.53	1.58								
フランス	1.79	1.80								
アメリカ	1.64	1.66								

出典：OECD family data

2. 諸外国の政策概要

参考資料:「令和4年度内閣府委託事業 我が国及び諸外国の少子化の状況等に関する調査報告書」
(令和5年3月、WIP ジャパン株式会社)

各国の政策項目比較表

		スウェーデン	ドイツ	フランス	アメリカ	日本
結婚支援	①出会い支援	×	×	×	×	○
	②結婚時の経済的支援	×	○	×	×	○
妊娠支援	①不妊治療支援	○	○	○	○	○
	②妊娠手当	○	○	○	○	○
出産支援	①産前・産後休暇	○	○	○	※1	○
	②出産等費用の助成	○	○	○	×	○
	③産後ケア	○	○	○	×	○
子育て支援	①育児休業	○	○	○	○	○
	②保育サービス	○	○	○	×	○
	③児童手当	○	○	○	×	○
	④税制	○	○	○	○	○
	⑤高等教育の修学支援	○	○	○	○	○
	⑥医療費補助	○	○	○	○	○
その他の支援	①ひとり親支援	○	○	○	※3	○
	②養子支援	○	※2	○	※3	○

※1 連邦レベルの制度として「Family and Medical Leave Act (FMLA)」があり、産休・育休に限らず、事故や病気、家族の介護など、一時的に働けなくなった場合にも適用される。ただし、12週間まで休業しても雇用を保証するもので経済的な保証はない。

※2 実子と同じ扱い。

※3 低所得者向け支援に含まれる。

(1) スウェーデン

ア 妊娠支援

(ア) 不妊治療支援

不妊治療支援の適用年齢は、女性 40 歳未満、男性 56 歳未満である。適用回数は、人工授精が最大 6 回まで、体外受精は最大 3 回となっている。助成金はないが、不妊検査、人工授精及び体外受精に対し社会保険が全額適用される。

(イ) 妊娠手当

出産予定日の 60 日前から 11 日前までの間に、女性が妊娠により身体的に負担がかかる仕事に就くことができず、配置転換もできない場合に、妊娠手当が支給される。妊娠手当は休暇前賃金の 80% 相当額が支給される（上限あり）。

イ 出産支援

(ア) 産前・産後休暇

①対象・適用要件

休暇開始予定日の 2 か月前までに職場に休暇を申請しなければならない。出

産時までの勤務日数などの条件はなく、勤務初日から母親休暇の取得が可能である。

②取得可能期間

休暇取得可能期間は産前7週間と産後7週間であり、うち産前産後それぞれ2週間の就労は禁止されている。休業中は両親給付として、休業前賃金の約80%が支払われる（上限あり）。

かつての父親休暇である出産に伴うもう一方の親の休暇（一時的両親手当）として、10日間の休暇取得が可能で、その間、所得補償として両親給付と同様に休暇前賃金の80%相当額が支給される（上限あり）。双子の場合は子ども1人につき10日とし、合計20日間の休暇取得が可能である。

（イ）出産等費用の助成

スウェーデンの保険・医療サービスを担う各広域自治体レギオンが、住民登録をしている者（例外あり）を対象に、出産関連医療サービスを提供している。

妊婦検診等を含む出産関連費用は無料であるが、助産院入院については少額の個人負担がある。

（ウ）産後ケア

全国小児保健プログラムの枠組みに沿って0歳から5歳までの子どもとその保護者を対象とした小児保健事業が展開されている。各レギオンは小児診療所（BVC、barnvårdcentral）による小児保健事業を行い、出生後の自宅訪問、診療所での面談、予防接種等を実施している。

なお、スウェーデンでは両親手当などの給付等は国、保健・医療サービスはレギオン（地方自治体のこと、前ランスティング）、老人福祉などの福祉サービス等はコミューンが担うという役割分担が明確になっている。

ウ 子育て支援

（ア）育児休業

①対象・取得可能期間

子どもが満4歳になるまで育児休業を取ることができる。取得可能期間は両親それぞれ240日間で、そのうちの各90日間（いわゆる「パパ月・ママ月」）を除けば、父親・母親間で取得権を移転することが可能である。1歳半までは親給付の有無に関わらず休業することができる。また、休暇のうち96日間は4歳以降に持ち越しも可能である。

②休業中の給付

a.両親手当

390日間は休業前賃金の約80%が給付される（上限あり）。残りの90日間は日額一律180クローナ（2,700円：1クローナ＝約15円／2024.6.6現在、以下同様。）が支払われる。また、勤務時間を短縮して勤務した場合、短縮分の支給額を受給することが可能である。なお、子どもが0歳の間は、30日間は両親が同時に両親手当を受給することが可能である。多胎児の場合は、両親手当受給期間が延長される（390日間については双子が480日、三つ子が660日、四つ子が840日に、90日間についてはそれぞれ180日間に延長）。

b. 一時的両親手当

生後 8 か月以上 12 歳未満の子の看護のための手当として、子ども 1 人につき年間 120 日まで、両親手当と同額が支給される。ただし、通常子をみている者の病気を理由とした休業補償については年 60 日間が上限である。課税対象であるが、社会保険料は免除される。

(イ) 保育サービス

① 通常の保育所（プレスクール）

1 歳から 6 歳までの就学前の子どもが対象。

② 放課後保育所（レジャータイム・センター）

就学している児童が対象。

③ 家庭保育（教育的保育）

一定の資格を有する保育担当者が自分の家で数人の児童を保育する制度。子どもの対象年齢は各コミューンにより異なり、例えばストックホルム市は 1 歳から 9 歳、マルメ市は 1 歳から 5 歳、ベステルオース市は 1 歳から 12 歳が対象である。

④ 開放型保育所（オープン・プレスクール）

保護者が児童と共に自分で日を選んで任意の時間に訪問できる施設で、地域の子どもの遊び場であると同時に、育児期間中の父母などに交流の機会を提供する。

⑤ 就学前学級制度（基礎学校における就学前学級）

日本の小中学校にあたる基礎学校への入学準備として、子どもが 6 歳になる年の秋学期から基礎学校入学までの 1 年間、保育所と基礎学校それぞれの教育法等を組み合わせた教育を行う制度で、1998 年から義務化されている。

保育サービスについては、3 歳から就学前の児童を対象に、少なくとも年 525 時間分のサービスが無料で提供される。保育サービスの自己負担限度額は、第 1 子の場合所得の 3 %（6 歳から 12 歳の場合は、所得の 2 %）、第 2 子の場合には所得の 2 %（子どもが 6 歳から 12 歳の場合は、所得の 1 %）、第 3 子の場合には所得の 1 %、第 4 子以降は無料である。

(ウ) 児童手当

スウェーデン国内に居住する 16 歳未満（学生は 18 歳まで）の児童を扶養している者が対象である。（基礎）児童手当として 16 歳未満の子ども 1 人につき、月額 1,250 クローナ（18,750 円）が支給される。付加的児童手当（多子加算）として、第 2 子には月額 150 クローナ（2,250 円）、第 3 子には月額 580 クローナ（8,700 円）、第 4 子には月額 1,010 クローナ（15,150 円）、第 5 子以降には月額 1,250 クローナ（18,750 円）が加算される。非課税であり、所得による制限はない。

(エ) 税制

家庭で掃除又は洗濯、若しくは子守り等の有料家事代行サービスを利用した場合、支払額の 50% まで税額控除を受けられる（RUT-avdrag）。ただし住宅の修繕、増築費用等の税額控除（ROT-avdrag）と合わせ、1 人当たり年間 7 万 5,000

クローナ (1,125,000 円) までが対象となる。

(オ) 高等教育の修学支援

大学は授業料及び登録料共に無料である。大学等に通う学生には、定額の基礎給付部分と返済義務のあるローン部分から成る学習補助金が支給される。フルタイムの学生の場合、4週間で給付金 3,652 (54,780 円) クローナ、ローン 8,400 クローナ (126,000 円) となる (フルタイム、75%、50%と学習時間により支給額が異なる)。支給には、61 歳未満であること、50%以上の学習時間であることなどの受給条件が課される。

(カ) 医療費補助

公的医療機関及びレギオンと協定を結ぶ民間医療機関における子どもの医療費は基本無料である。ただし、対象年齢の上限は 18 歳未満から 20 歳未満までと、各レギオンによって異なる。同じ親に複数の子どもがいる場合に、子ども達には共同で高額医療保障が適用される。18 歳未満の子に係る薬剤の本人負担及び 22 歳以下の歯科治療費は無料である。

(キ) その他の支援

①ひとり親支援

離婚した一方の親があらかじめ合意した養育費を支払わない場合に、社会保障制度より支給される。

②養子支援

家族法及び子育て支援局 (MFOF)、若しくはスウェーデン裁判所によって承認された養子縁組であること、子どもが 10 歳未満のスウェーデンに居住していない外国人であること、子どもの引取り及び養子縁組成立の両方の時点で親がスウェーデンに居住していることを条件に、養子縁組費用の一部を賄うための養子手当が支給される。

(2) ドイツ

ア 結婚支援

結婚時の経済的支援には、夫婦分割課税制度がある。夫婦及びシビル・ユニオン (登記上のパートナー) が所得を合算して申告できる制度で、2 人の所得格差が大きいほど、合算により累進税率が低くなる恩恵を受けるが、所得が同程度の場合は利用のメリットはほとんどなくなる。そのため収入の少ない側の就労意欲を低下させるとの批判がある。2 人とも累進税率の最高税率の適用を受けている場合にも、この制度による恩恵はない。節税の上限もある。

なお、夫婦とパートナーを同等に捉えた法制であり、子どもの有無に関わらず利用できる。

イ 妊娠支援

(ア) 不妊治療支援

25～40 歳未満の女性、25～50 歳未満の男性が対象となる。適用回数は人工授精最大 8 回 (ホルモン剤使用の場合は 3 回)、体外受精最大 3 回、顕微授精最大 3 回、配偶子卵管内移植最大 2 回。対象者の社会保険の適用は、不妊検査、人工

授精、体外受精において法的疾病保険が全額適用である。

(イ) 妊娠手当

妊娠に関わる医療費は全て医療保険が適用される。また、母性保護賃金が存在する。これは仕事を持つ女性が、産前産後の保護期間以外に、医師の指示などにより仕事ができなくなった場合に、妊娠前の3か月間の平均賃金が支給される。

ウ 出産支援

(ア) 産前・産後休暇

公的医療保険に被保険者本人として義務加入又は任意加入し、かつ、傷病手当金の請求権を持つ女性を対象とする。出産前6週間、産後8週間の休暇を取得できる。全期間、就労は禁止されている。予定日より早く生まれた場合でも、全体で14週間、早産の場合は産後12週間までの延長が可能であり、予定日を超過した場合も産後は8週間、多胎児の場合や障害児の場合は産後12週間となる。

本人が希望する場合、産前の就労、学業で学校や大学に戻る場合は産後の休暇の短縮、あるいは産後に子どもが死亡した場合や死産した場合は産後2週間を過ぎて就労が可能である。ただし、いずれの場合においても就労義務はなく、期間内であればいつでも休暇に戻ることが可能である。また、学業で学校や大学へ戻る場合を除き、産後2週間は就労禁止となっている。

公的医療保険の被保険者は休業中に母性手当として休業前賃金の10割（公的保険が1日当たり13ユーロ（2,210円：1ユーロ＝169.47円／2024.6.6現在）まで、それを超える分は事業者が負担）が補償される。公的医療保険の被扶養者は、最高210ユーロ（35,700円）までの一時金が受給可能である。その他、公的医療保険や公的介護保険の保険料が免除される。

(イ) 出産等費用の助成

出産に関わるすべての費用は公的医療保険の範囲となる（個室費用などは自己負担）。

(ウ) 産後ケア

助産師の手配をしている場合は、産後10日間は助産師が毎日（多くて日に2回まで）自宅を訪問する。産後12週までは毎日ではないが、必要に応じて16回まで助産師に支援を求めることができる。その後も最大8回まで授乳（授乳期間終了まで）や子どもの栄養（生後9か月まで）に関して助言を求めることができる。助産師のサポートは妊娠中から産後までの全期間にわたって行われ、費用も公的保険でカバーされるが、助産師は自分で見つける必要がある。

エ 子育て支援

(ア) 育児休業

育児休業は子どもが満8歳になるまで取得できる。両親それぞれ3年間取得可能で、うち24か月間は3歳以降に持ち越し可能である。また両親が同時に取得することもできる。週32時間までの労働も認められている。休業中は両親手当、両親手当プラス、パートナーシップボーナス、兄弟ボーナスが給付される。両親手当の給付期間は12か月間で休業前賃金の約65%、低所得者の場合は最大100%（月

額上限 1,800 ユーロ (306,000 円)、下限 300 ユーロ (51,000 円)) を給付する。両親共に育児休業を 2 か月以上取得した場合、2 人合わせて最大 14 か月分を請求できる。両親手当プラスの給付期間は 28 か月間で両親手当の受給月額半額の半額を給付する。時短勤務をする場合、受給期間を 2 倍に (通常 14 か月までの受給期間を 28 か月まで) 延長できる。パートナーシップボーナスは、両親が同時に 2 ～ 4 か月間連続で時短勤務 (週 24 時間以上 32 時間以下) をする場合、両親手当プラス 2 ～ 4 か月分を追加受給できる。兄弟ボーナスとして、兄弟 2 人以上の少なくとも 1 人は 3 歳未満、若しくは兄弟 3 人以上の少なくとも 2 人は 6 歳未満、若しくは兄弟 2 人以上の少なくとも 1 人は 14 歳未満で第 20 級以上の障害を持っていることのどれかが満たされていれば、両親手当が 10% (ただし最低 75 ユーロ (12,750 円)、上限 180 ユーロ (30,600 円)) 増額される。血縁関係にない子どもも対象となる。

(イ) 保育サービス

2008 年に制定された「保育所における 3 歳未満の児童の支援に関する法律 (通称: 児童助成法)」により、2008 年から 2013 年まで、保育所の整備に対する政府の投資プログラム「保育資金調達 (2008-2013)」が実施されるとともに、それまで 3 歳以上の就学前児童に付与されていた保育請求権を、1 歳以上の児童に拡大する (2013 年 8 月施行) こととされた。

2022 年 3 月現在、3 歳未満の 35.5%、3 歳以上 6 歳未満の 91.7% が保育園を利用している。

保育園と幼稚園は収入に応じて保育料を減額する制度がある点は共通しているものの、規定は州によって異なる。保育料は世帯年収の上限を決めて、それ以上は満額、それ以下は収入に応じて減額という処置が多いので、最も大きな差は高く設定された満額を払っているケースと自治体で一般的に無料のケースで出ることになる。無料のケースを除くと、保育料が世帯所得に占める割合は平均で 6 ～ 7 % となっている。

生活保護を受けている世帯や低所得世帯、学生など保育料が家庭にとって大きな負担となる場合には、申請によって青少年局が保育料の一部あるいは全額を負担、特例的には保育園や幼稚園の代替として認定された家庭保育の料金の一部や全部を青少年局が負担 (給食は任意であるため、これには含まれない。) する。保育料は税控除の対象となる。

(ウ) 児童手当

18 歳未満の児童を扶養している者が対象となる。教育期間中の子どもについては 25 歳未満、失業中の子どもについては 21 歳未満、25 歳到達前に障害を負ったことにより就労困難になった子どもについては無期限で支給される。

児童手当として、1 人当たり月額 250 ユーロ (42,500 円) が給付される。児童加算 (低所得者加算) として 1 人当たり最大月額 250 ユーロ (42,500 円) を給付する。児童手当に所得制限はないが、児童加算には所得制限がある。両親の所得が 900 ユーロ (153,000 円) 以上の場合 (ひとり親の場合 600 ユーロ (102,000 円) 以上) で、この加算を受けることで、失業給付 II や社会扶助の受給が不要となる場

合に加算される。児童加算は家族構成を考慮して一定以上の収入がある場合は加算額が減額されていき、いずれかの所得段階において0円となって支給対象外となる。所得の下限を設けることで、社会扶助層と自立層の間にいる境界層向けの支援措置的なイメージとなっている。

(エ) 税制

児童扶養控除は児童1人当たり年額3,012ユーロ(512,040円)である。夫婦で子どもを養育する場合、控除額は6,024ユーロ(1,024,080円)となる。養育教育控除は児童1人当たり年額1,464ユーロ(248,880円)である。

夫婦の場合は2,928ユーロ(497,760円)となる。児童手当と児童扶養控除のどちらかが適用される。

(オ) 高等教育の修学支援

公立校学費は小学校から大学まで全て無料である。

(カ) 医療費補助

公的保険に加入している親を持つ子どもは、18歳未満まで医療費が無料となる。教育期間中の子どもについては25歳未満、非就労中、又は収入が僅少の子どもについては23歳未満、25歳到達前に障害を負ったことにより就労困難になった子どもについては無期限となっている。

(キ) その他の支援

育児期間中の公的年金制度は、子どもを養育している者(両親の一方のみ)を対象として、出生後3年間、保険料を支払うことなしに平均報酬相当額に対する保険料を支払ったものとして評価される。

また、ひとり親控除がある。控除額は4,260ユーロ(724,200円)であり、子どもが1人増えるごとに240ユーロ(40,800円)が上乗せされる。養育費支援としては6歳未満には187ユーロ(31,790円)、6歳以上12歳未満には252ユーロ(42,840円)、12歳以上18歳未満には338ユーロ(57,460円)が給付される。ただし、児童手当を受けている場合は、その1人目の子どもの分と同額が差し引かれる。ほかに、休業中の両親手当の給付は最大14か月となる。子ども病気休暇は通常の倍の20日取得可能であり、子どもが多い場合、最大で年間50日間取得可能である。子どもに加えて親が病気になった場合や、子どもの入院に親の付き添いが必要で他の子が家にいる場合は、その間の費用は青少年局の負担となる。

養子に関しては、法律上実子と同じ扱いで休暇や手当を受給することが可能である。

(3) フランス

ア 妊娠支援

(ア) 不妊治療支援

不妊治療支援の対象となるのは女性43歳未満、男性60歳未満の場合であり、適用回数は人工授精が最大6回まで、体外受精と顕微授精が最大4回となっている。助成金はないが、社会保険は適用される。なお、卵子や精子について保存されたものを利用する場合には保存年齢が設定されている。

生命倫理法改正案が可決されたことにより、2021 年 9 月 29 日より、不妊治療支援の対象は男女のカップルに限られず、女性同士のカップル、また未婚の女性 1 名のみでも可能となっている。

(イ) 妊娠手当

妊娠に関わる医療費に関しては社会保険が全額適用される。所得制限はない。

イ 出産支援

(ア) 産前・産後休暇

①対象・適用要件

出産日までに 10 か月間以上社会保険に加入かつ産休前 6 か月間の収入の合計が 1 万 403.75 ユーロ (1,768,637 円) 以上、若しくは、産休前 12 か月間の収入の合計が 2 万 807.50 ユーロ (3,537,275 円) 以上であることが適用条件となる。若しくは、産休前の 3 か月間に 150 時間以上若しくは産休前の 12 か月間に 600 時間以上労働することが条件となっている。

②取得可能期間

第 1 子・第 2 子の場合は、産前 6 週間、産後 10 週間で、最大 16 週間、また第 3 子以降の場合は、産前 8 週間、産後 18 週間で、最大 26 週間の取得が可能となっており、そのうち、8 週間（うち産後 6 週間）は就労が禁止されている。また、多胎児の場合、取得可能期間が延長される。

③休業中の所得補償

出産休暇手当として、休暇前 3 か月の賃金の 91.25% が支給される。ただし、月額基準給与額は社会保障で定められた上限を超えてはならず、また日額 9.77 ユーロ～95.22 ユーロ (1,660 円～16,187 円) 以内となっている。

④男性取得制度

男性は、子どもの出生後 3 日間の出生休暇に続けて、父親休暇を最低 4 日間取得しなければならない。また出生後 6 か月以内に開始する 25 日間（週末や祝日を含んだ日数）に父親休暇が取得可能である。政府は 2021 年 7 月から 7 日間の取得を義務化した。また、父親休暇も 21 日から 25 日に延長され、この 7 日間の取得義務に違反した企業には、1 人当たり 7,500 ユーロ (1,275,000 円) の罰金が科せられる。収入は原則全額支給であり、休暇は分割取得も可能である。出生休暇と父親休暇を合わせると合計 28 日間（多胎の場合は 35 日間）の休暇が取得可能となっている。

所得補償として、休業前 3 か月の賃金の 91.25% が支給される（ただし、月額基準給与額は社会保障で定められた上限（2021 年は 3,428 ユーロ (582,760 円)、2022 年は 3,666 ユーロ (623,220 円)）を超えてはならず、また日額 9.77 ユーロ～95.22 ユーロ (1,660 円～16,187 円) 以内となっている。

(イ) 出産等費用の助成

出産手当が支給される。ただし、所得制限があり、また妊婦健診を受けている必要がある。

(ウ) 産後ケア

医師や助産師による産後健診が義務付けられている。期間は産後 6 ～ 8 週間

の間に開始する。

また、産後うつ及び必要なサポートに関する診察に関して、産後4～8週間の間に受診でき、必要に応じて2回目の診察を産後10～14週目に受診可能である。その他には、助産師による自宅訪問も産後翌日～12日目に実施されている。

ウ 子育て支援

(ア) 育児休業

①対象・適用要件

子どもが満3歳になるまで育児休暇の取得が可能となっている。両親それぞれが3年間取得することができ、同時あるいは交代で取得することも可能である。

②休業中の給付

育児分担当手当 (PreParE) 子どもが1歳になるまで、両親それぞれに6か月間給付される。月額 422.21 ユーロ (71,775 円) で、過去8四半期 (24 か月) 社会保障料を負担していることが適用条件となっている。もし、規定労働時間の50%以下のパート労働をしている場合は月額 272.94 ユーロ (46,400 円)、規定労働時間の50～80%のパート労働をしている場合は月額 157.44 ユーロ (26,764 円) となる。第2子以降については3歳になるまで延長受給が可能であり、第1子のみでも、子の預け先が見つからない場合には3歳になるまで延長受給可能となっている。収入が家族補足手当の上限に達していないことが条件。また、延長受給の場合、両親のうち少なくとも1人は仕事をしている必要がある。

③増額育児分担当手当 (PreParE majorée)

子どもが1歳になるまで、両親それぞれに8か月間支給される。月額 690.13 ユーロ (117,300 円)。育児分担当手当の受給資格のある者で、第3子以降の子育てのために完全に休業する場合かつ子の出生直前の過去5年間に8四半期分以上の年金保険料を支払っている場合に受給可能となる。社会保険料一部免除で、非課税である。

(イ) 保育サービス

①託児所

対象は生後2か月～3歳で、内容によって種類がいくつかあり、集団託児所、ファミリー託児所、親が組織するペアレント保育所などがある。費用については、行政が定めた基準により、所得や扶養家族数によって決まる。

②認定保育ママ

認定保育ママには、主に6歳未満の子を預けることができる。費用は、利用者と認定保育ママとの間で自由に取り決めを行うことができるが、保育者へは1時間当たり 3.33 ユーロ (566 円) (税引き前) 以上の報酬を支払うルールが存在する。

保育を活用している場合、保育方法自由選択補足手当が活用でき、子が6歳になるまで給付を受けられる。受領資格に所得制限はないが、給付額は、所得額や扶養家族数によって、行政が定めた基準により決まる。

利用するサービスに応じて家族手当金庫から毎月手当が支給される。0歳か

ら3歳までは188.52～498.33ユーロ（32,048円～84,716円）、4歳から6歳までは94.26～249.17ユーロ（16,024円～42,359円）となっている。

（ウ）児童手当

20歳未満の児童を2人以上扶養している者が対象となる。家族手当の額については、子の年齢や数で変動する。例えば、子ども2人の場合、年収7万1,194ユーロ（12,102,980円）以下だと、月額139.84ユーロ（23,773円）が給付される（14歳以上の子どもには、69.92ユーロ（11,886円）が加算される。）。

年収が7万1,194～9万3,339ユーロ（12,102,980円～15,867,630円）だと、月額69.92ユーロ（11,886円）が給付される（14歳以上の子どもには、34.96ユーロ（5,943円）が加算される。）。年収9万3,339ユーロ（15,867,630円）を超えると、月額34.96ユーロ（5,943円）が給付される（14歳以上の子どもには17.48ユーロ（29,716円）が加算される。）。所得による制限はない。

（エ）税制

N分N乗方式による所得税の課税方式が適用される。

（オ）高等教育の修学支援

基本的に授業料は無料で、学籍登録料を支払う仕組みになっている。2022年度の学籍登録料は、大学が年間170ユーロ（28,900円）、大学院修士課程が年間243ユーロ（41,310円）、大学院博士課程が年間380ユーロ（64,600円）となっている。

（カ）医療費補助

一般医を受診した場合、6歳未満は21ユーロ（3,570円）まで、6～16歳は17.50ユーロ（2,975円）まで補助が支給される。受診先（一般医／小児科／専門医）と受診内容、子どもの年齢等によって補助額に変動がある。

（キ）その他の支援

①ひとり親支援手当

ひとり親でもう一方の親からの養育費が月額184.41ユーロ（31,350円）未満の場合、子ども1人当たり月額184.41ユーロ（31,350円）に満たない不足分が支給される。

②養子手当

養子縁組に係る費用の補填として、20歳未満の子を養子にした場合、1人当たり定額2,007.95ユーロ（341,352円）が支給される。

また、養子縁組休暇として、出産休暇の産後休暇・育児休暇と同様に休暇の取得が可能となっている。

（４）アメリカ

ア 妊娠支援

（ア）不妊治療支援

州単位で不妊治療に対する支援や助成額が異なる。また、不妊治療に対して社会保険は適用されない。

（イ）妊娠手当

妊娠により健康上の理由で仕事に従事できない時に、障害年金を受給できる。

イ 子育て支援

(ア) 育児休業

満1歳までの子どもを持つ両親を対象とする。両親がそれぞれ12週間取得可能で、夫婦が同一事業所に雇用されている場合は、夫婦で合わせて12週間取得可能となる。取得期間の分割や、時間単位での取得が可能となっている。休業中の給付はない。ただし、国家公務員については、12週間の有給休暇が取得可能である。

(イ) 保育サービス

全国統一的な保育制度の整備がされておらず、政府が州に対して財政的支援を実施し、州政府が施設整備や職員配置基準などを定めている。

(ウ) 税制

児童税額控除(17歳未満)がある。児童1人当たり年額2,000ドル(316,000円：1ドル＝約158円／2024.6現在、以下同様。)となり、控除額が所得税額を上回る場合には、付加的児童税額控除として、勤労所得のうち、2,500ドル(395,000円)を上回った部分の15%か1,400ドル(221,200円)のいずれか少ない額までの給付となる。

扶養控除は、17歳以上の子ども1人につき、500ドル(79,000円)の返済不要のクレジットを請求できるものである。

子どもの保育等に支出した費用の最大35%を控除対象とする、保育費用等控除も設けられている。

(エ) 高等教育の修学支援

高等教育の修学支援としては、連邦政府から支給される奨学金(financial-aid)と連邦政府及び州政府から支給される助成金(grant)の2種類がある。奨学金は学資困難者へ支給され、連邦政府からの助成金の受給要件に該当するほど家庭の財政状況が厳しくはないものの、学費全額を支払えるほどの財政状況ではない場合に、学費全額と自己負担額との差額分を受給できる。

助成金は、連邦政府の国家予算から支給されるタイプと州政府から支給されるタイプに大別される。前者は学士号を取得していない学生や、家庭の財政状況が非常に深刻な学部生などが対象となる。支給条件は当該州民であることとされており、条件は細分化されている。

州政府や市が独自に提供している学費の無償化プログラムが存在する。

(オ) 医療費補助

児童医療保険プログラム(CHIP)：子どものいる低所得者、世帯所得が一定ライン未満の世帯の子ども、幼児に対してメディケイド(低所得者向け医療保険制度)が医療サービスを提供している。

(カ) その他の支援

アメリカには、連邦政府による包括的な公的扶助制度はない。ひとり親世帯、子育て世帯、寡婦、障害者などを含む低所得世帯を対象とする、勤労所得税額控除制度(EITC)が存在する。控除額は所得や子の人数等によって変動するが、

例えば、子2人世帯の場合、最大6,604ドル(1,043,432円)が控除対象となる。養子縁組が成立した場合、実子と同様に、税控除を含む負担軽減措置の対象となる。

また、子育て世帯、妊婦等の貧困世帯を対象とする、貧困家庭一時扶助(TANF)制度があり、州政府が現金給付を実施する際、連邦政府が州政府に対して定額を補助する。

3. 諸外国の少子化対策の特徴

参考資料:「令和4年度内閣府委託事業 我が国及び諸外国の少子化の状況等に関する調査報告書」
(令和5年3月、WIP ジャパン株式会社)

各国の特徴ある政策をまとめると次の通りである。

国名	特徴ある政策
スウェーデン	○「児童手当」は、16歳未満の全ての子どもが支給対象。婚姻・同居の有無に関わらず、親2人が養育者（親権者相当）の場合、それぞれが半額を受給する。16歳以上は、高校在学中児童手当と同額の「就学手当」が支給される。 ○18歳未満の子どもがいる成人世帯と18～28歳の若年世帯に「住宅手当」を支給（低所得世帯が主な対象）。 ○基礎学校（小・中学校相当）から大学院までの授業料は無償。給食と教材・教科書は基礎学校では無料、高校では基礎自治体あるいは学校運営母体が決める。 ○高校卒業と同時に親の扶養を外れるため、大半の大学生は、国の就学給付金（返済不要、上限は週913クローナ／約13,500円（2024.6.9現在））と就学ローン（約31,000円）を生活費に充て自活。 ○「親保険制度」に統括される親給付（育児休業給付）の主な財源は、雇用主が負担する社会保障拠出金（親保険への拠出は従業員給与の2.6%分）である。 ○親保険には「親給付」（1人につき約16か月分）と出産休暇並びに子どもの看護休暇の際に支給される「一時親給付」がある。個人事業主やフリーランスにも被保険者として同じルールが適用される。 ○「一時親給付」は、妊婦でない方の親を対象とする10日間の出産休暇と生後8か月～11歳の子どもの看護休暇の際、賃金の約80%（上限有、未就労者・失業者・学生も一定額給付される）を補償する制度。 ○「学校法」で、基礎自治体に対し、1歳～12歳までの子どもに公的保育を提供する義務を課しており、基本的に待機児童はいない。 ○「就学前学校」は、1～5歳児を対象とする幼保一体化施設で、国の「就学前学校学習指導要領」に基づいた指導が行われる。1歳未満は、親休業制度を活用して家庭で育てることとなっている。
ドイツ	○産後ケアとして、産後10日間は助産師が毎日自宅を訪問。その後産後12週までは必要に応じて16回まで助産師に支援を求めることができる。その後も最大8回まで助言を求めることができる。費用は公的保険でカバーされる。 ○両親手当は、所得補償給付、すなわち、出産や育児に伴い就業を制限した場合に生じる機会費用の喪失を補償するもので、損失所得に応じて一定割合の給付が支給される。 ○両親手当に加え、両親手当プラスとパートナーシップボーナスがあ

国名	特徴ある政策
	り、両親手当プラスは、育児休業期間中に短時間就労した場合に減額となる点を改善するために、手当の受給可能期間を延長可能にし、結果的に受給総額が減らないようにしている。パートナーシップボーナスは、両親が共に短時間就労する場合、手当の受給期間が4か月延長される。若い世代の親のニーズに対応すると同時に、女性の出産後早期に職場復帰を果たしたいという希望に応えるものである。 ○低所得世帯向けの児童付加給付は、児童手当に上乗せして支給される金銭給付である。これに加えて、教育及び（社会）参加のための給付が受給できる教育及び参加給付がある。
フランス	○不妊治療の利用条件緩和が進められ、男女若しくは女性2人のカップル、又は全ての独身女性を対象。 ○妊娠6か月目以降の妊婦に対しては、妊娠に関わるものではない診療や医療の費用も医療保険が全額保障。 ○男性取得制度として、男性は、子どもの出生後3日間の出生休暇に続けて、父親休暇を最低4日間取得しなければならない。この7日間の取得義務に違反した企業には、1人当たり7,500ユーロ（約127万円：1ユーロ＝169.47円／2024.6.6現在、）の罰金が科せられる。収入は原則全額支給であり、休暇は分割取得も可能である。出生休暇と父親休暇を合わせると合計28日間（多胎の場合は35日間）の休暇が取得可能となっている。また、所得補償として、休業前3か月の賃金の91.25%が支給される（上限あり）。 ○産後ケアについては、産後うつ対策の面談が義務づけ（その費用は医療保険から一部保障される）。 ○育児休業が完全な就労の中断に加えて、短時間勤務も含んでおり、育児休業中の給付も労働時間の減少の程度に応じたものとなっている。このように、短時間勤務でも減額のうえ受給できることから、短時間勤務の賃金と合わせて所得の喪失を小さくでき、かつ、仕事から長期間離れることや完全に離れることがないため、男性労働者も受給しやすい。 ○父親の育児休業取得を促進するための2つの政策が注目される。1つは、PreParEであり、1人の親が受給できる期間を限定することで、両親が順次又は一部重複して就労を中断又は短縮して養育に関与させようとし、父親の育児参加とともに、母親の早期復職を促進しようとしている（ただし、今のところ父親の育児参加の増加に結びついていない）。もう1つは、高所得労働者（特に男性）の育児休業取得を促進するために、休業期間を短縮する代わりに休業中の給付を増額するオプション（PreParE majorée）がある。 ○養育する子3人目以降は所得税を軽減。また、3人以上の子どもを養

国名	特徴ある政策
	育した場合には、両親の年金額がそれぞれ 10%加算される。 ○出産休暇、父親及び子どもの受入れ休暇、育児休業には、種々の雇用上の配慮があり、復職時のポストは原職又は報酬が同等以上の類似の雇用をしなければならない。勤続期間への算定についても定められている（休暇・休業の種類により異なる）。
アメリカ	○社会的には「少子化」が危機的に捉えられていないため、子育て支援政策が少なく、ワークライフバランス政策も未整備である。 ○貧困対策という点では、様々な公的扶助制度が存在し、特に子どものいる貧困世帯については多くの給付が用意されている。日本においては公的扶助の受給者が高齢者に偏っているが、アメリカでは子どものある世帯が圧倒的に多い。 ○勤労所得税控除は、低所得の勤労世帯を対象とする所得税控除制度で、低所得の子育て世帯をメイン・ターゲットとした還付可能な税額控除（対象者の大半は非課税世帯）。給付には勤労所得があることが要件として設けられており、ある一定の勤労所得までは、勤労所得が上がると給付額も上がる設計となっている。すなわち、勤労所得が低い場合は、勤労所得が上がるとともに控除額も上がるので強い就労インセンティブともなる。該当児童は、19 歳（学生の場合は 24 歳）以下の子どもで、給付者数は 3,100 万人である。 ○貧困家庭一時扶助は、子どものある低所得世帯に対する公的扶助制度（約 186 万人（2022 年平均）が受給）。「福祉から就労へ」の観点から、厳しい就労要件、5 年間の生涯給付期間制限などが課せられている。 ○アメリカでは、多くの食（料）支援プログラムが設けられているのが特徴である（プログラムの対象者の過半数は低所得世帯の子ども及び子どもと同居する大人）。 ○補助的栄養支援プログラムは（全人口の約 12.5%が受給）。対象者は、①所得が公的貧困線の 130%未満（高齢者と障害者世帯はこの条件は免除）、②住宅費、保育費を除いた後の所得が公的貧困線未満、③資産が制限未満であることの 3 つの条件を満たしていなければならない。また、勤労年齢（18-49 歳）の失業者については 3 か月の給付期間制限が設けられているが、子どもがいる場合はこの制限は適用されない。給付額は、最大 1 人当たり月約 100（15,800 円：1 ドル＝約 158 円／2024.6 現在。）ドルである。 ○食料扶助以外にも、住宅、医療、光熱費など様々な家計の費目別の支援制度が存在し、どれも低所得世帯を対象としている。

4. 諸外国の少子化社会に関する意識調査

参考資料:「令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査 報告書」(内閣府子ども・子育て本部、令和3年3月)

4-1 調査の概要

(1) 調査の目的

「少子化社会対策大綱」(令和2年5月29日閣議決定)において、少子化に関する調査研究等を通じて、少子化の状況、施策の実施状況等を把握・分析し、その結果を公表・情報発信することにより、政策的対応に向けた検討を行うことが盛り込まれた。

少子化対策は先進諸国に共通する問題である。その背景をなす重要な要素としての結婚、子育て観等について、我が国と諸外国の国民意識とその変化を調査し、この結果により我が国の特性を把握し、我が国の少子化施策の企画・立案の基礎資料とするため、意識調査が実施された。なお、本調査は、平成17(2005)年度、22(2010)年度、27(2015)年度の過去3回に実施されている。

(2) 調査事項

「交際」、「結婚」、「出産」、「育児」、「ワーク・ライフ・バランス」、「社会的支援」、「生活」にかかる意識に関する事項。

(3) 調査対象国・調査対象者

ア 調査対象国

日本、フランス、ドイツ、スウェーデンの4か国

イ 調査対象者

20～49歳の男女

(4) 調査時期

令和2年(2020年)10月～令和3年(2021年)1月

(5) 調査方法

ア 標本数

各国とも標本数1,000以上の回収を原則。

イ 調査方法

日本：調査員による留置き調査(調査員による個別訪問面接方式併用)

フランス：調査員による個別訪問依頼・自記入調査

ドイツ・スウェーデン：調査員による個別訪問依頼・自記入調査(調査員による電話依頼・自記入調査併用)

4-2 調査結果の概要

調査結果のうち、特に各国との違いがあるとみられる項目を抽出すると、次の通りである。

(1) 交際

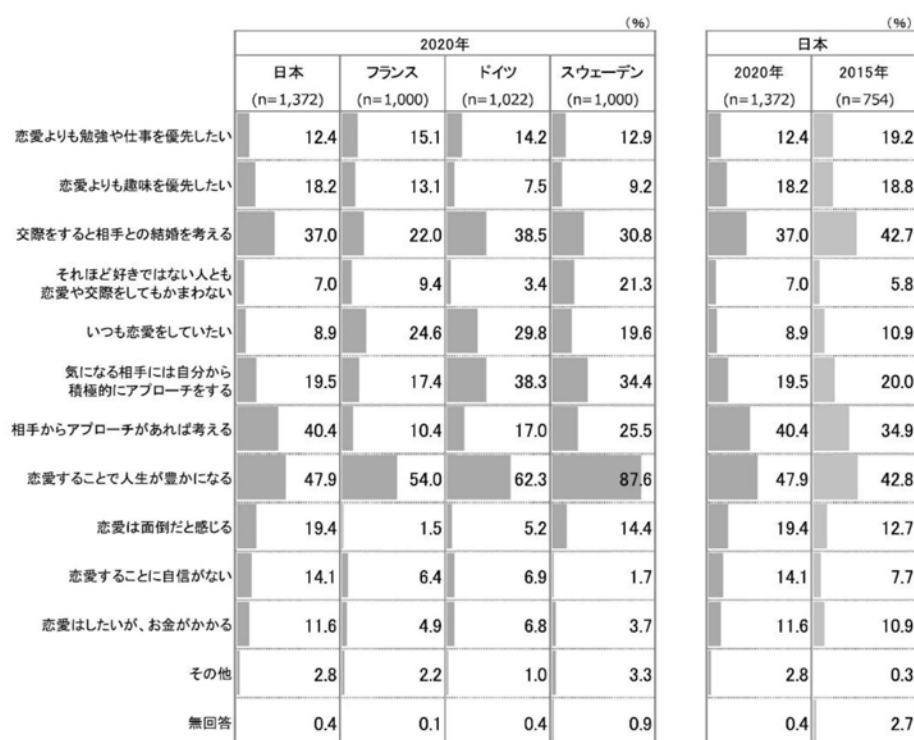
ア 恋愛に対する考え方

恋愛に関する考え方について聞いたところ、日本では、「恋愛することで人生が豊かになる」(47.9%)が最も高く、次いで「相手からアプローチがあれば考える」(40.4%)が高く、「交際をすると相手との結婚を考える」(37.0%)が続く。

各国の結果を比較すると、各国とも「恋愛することで人生が豊かになる」(フランス：54.0%、ドイツ：62.3%、スウェーデン：87.6%)が最も高いが、特にスウェーデンでは9割弱となっている。

注目すべきは、日本は「相手からアプローチがあれば考える」が他国よりも非常に高い。

図 I-1 恋愛に対する考え方



注:「無回答」について、2015年は「わからない」という項目になる。

出典:「令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査 報告書」(内閣府子ども・子育て本部、令和3年3月)

イ 交際相手との出会いについての考え方

交際相手との出会いを求めるとしたら、どのような機会があるとよいと思うかについて聞いたところ、日本では、「友人・知人に紹介を頼む(紹介をうける)」(62.4%)が最も高く、以下、「趣味のサークル、資格取得・スキルアップのための学校で知り合う」(38.8%)、「職場の同僚や先輩・後輩に紹介を頼む(紹介をうける)」(33.6%)が続く。

各国の結果を比較すると、フランスでは「趣味のサークル、資格取得・スキルアップのための学校で知り合う」(30.3%)、ドイツ・スウェーデンでは「友人・知人に紹介を頼む(紹介をうける)」(ドイツ：58.1%、スウェーデン：57.1%)が最も高くなっている。また、欧州3か国では「婚活サイトなどのインターネットサイトやSNS、マッチングアプリを利用する」(フランス：24.3%、ドイツ：34.4%、スウェーデン：53.3%)が高くなっているが、日本では16.9%にとどまっている。

図 I-2 交際相手との出会いについての考え方

	2020年 (%)			
	日本 (n=1,372)	フランス (n=1,000)	ドイツ (n=1,022)	スウェーデン (n=1,000)
友人・知人に紹介を頼む(紹介をうける)	62.4	25.7	58.1	57.1
職場の同僚や先輩・後輩に紹介を頼む(紹介をうける)	33.6	6.9	26.6	19.8
親族等に紹介を頼む(紹介をうける)	4.4	17.4	31.5	7.8
趣味のサークル、資格取得・スキルアップのための学校で知り合う	38.8	30.3	42.0	52.6
合コンやパーティーに行く	26.5	24.0	39.0	38.4
婚活サイトなどのインターネットサイトやSNS、マッチングアプリを利用する	16.9	24.3	34.4	53.3
交際相手を紹介してくれる結婚支援サービスを利用する(有料・無料を問わない)	10.0	1.0	6.4	1.9
自治体が主催する結婚支援サービスを利用する	6.0	0.6	2.1	0.6
その他	1.2	1.1	3.0	5.6
特になし	17.6	32.8	13.9	10.2
無回答	0.2	0.2	0.1	1.3

出典：「令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査 報告書」(内閣府子ども・子育て本部、令和3年3月)

(2) 結婚

ア 結婚生活について不安に感じること

結婚生活について不安に感じることを聞いたところ、日本では、「結婚生活にかかるお金」(42.3%)が最も高く、「二人の間に起こる問題の解決」(35.6%)、「お互いの親族との付き合い」(35.2%)、「二人の相性」(34.8%)、「お互いの親の介護」(34.0%)などの順となっている。

各国の結果を比較すると、フランスでは「二人の相性」(37.6%)、ドイツ・スウェーデンでは「二人の間に起こる問題の解決」(ドイツ：42.1%、スウェーデン：37.2%)が最も高い。

注目すべきは、日本は「結婚生活にかかるお金」が他国よりも2倍ほど高い。

図Ⅱ－７ 結婚生活について不安に感じること

	2020年 (%)				日本 (%)		
	日本 (n=1,372)	フランス (n=1,000)	ドイツ (n=1,022)	スウェーデン (n=1,000)	2020年 (n=1,372)	2015年 (n=754)	2010年 (n=1,248)
二人の相性	34.8	37.6	41.2	31.7	34.8	21.6	17.0
二人の間で起こる問題の解決	35.6	31.0	42.1	37.2	35.6	23.6	19.7
お互いの親族との付き合い	35.2	18.8	27.8	15.3	35.2	32.6	25.5
お互いの親の介護	34.0	6.5	10.7	11.4	34.0	35.9	36.9
お互いの前の配偶者や パートナーとの子供への向き合い方	10.4	11.3	13.3	14.4	10.4	12.5	7.5
結婚生活にかかるお金	42.3	19.2	22.4	8.8	42.3	37.3	28.4
雇用が安定していない	11.5	14.3	11.7	7.7	11.5	10.1	18.7
自分の自由の制約	24.6	26.8	30.7	20.4	24.6	18.3	11.9
子供の育て方	27.1	17.3	22.3	14.9	27.1	24.8	24.9
子供の教育	27.6	7.9	10.5	8.5	27.6	23.5	23.1
子供ができない可能性	7.9	5.0	7.7	8.5	7.9	5.0	5.0
その他	1.6	0.4	1.5	3.4	1.6	—	0.3
特になし	9.6	20.5	20.8	25.1	9.6	8.9	12.5
無回答	0.2	0.2	0.6	1.3	0.2	0.5	0.4

注:「無回答」について、2015年以前は「わからない」という項目になる。

出典:「令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査 報告書」(内閣府子ども・子育て本部、令和3年3月)

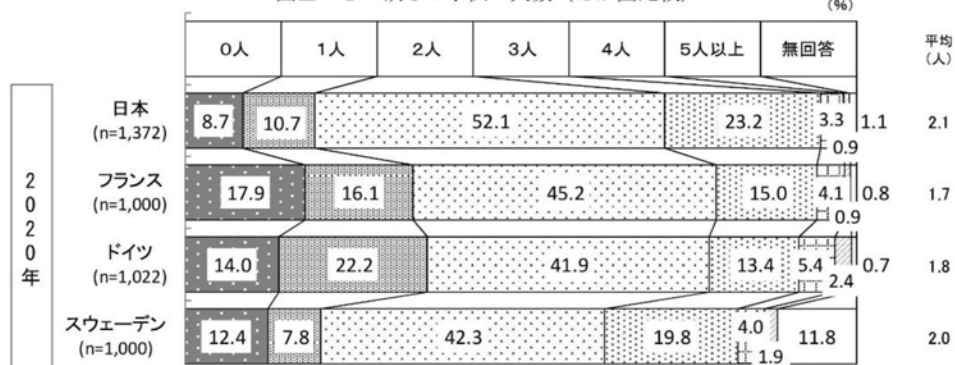
(3) 出産

ア 欲しい子供の人数

全部で何人の子供が欲しいか聞いたところ、日本では、「2人」(52.1%)が最も高く、「3人」(23.2%)が続く。平均では2.1人となっている。

各国の結果を比較すると、平均では日本の2.1人に続いてスウェーデンが2.0人、ドイツが1.8人、フランスが1.7人となっている。

図Ⅲ－１ 欲しい子供の人数(4か国比較)



出典:「令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査 報告書」(内閣府子ども・子育て本部、令和3年3月)

イ 子供をもつことに対する考え方

自分の子供を持つことに対して、どのように考えているかを3つまで聞いたところ、日本では、「子供がいると生活が楽しく豊かになる」(59.2%)が最も高く、以下、「子供を持つことは自然なことである」(43.8%)、「好きな人の子供を持ちたいから、子供を持つ」(30.8%)などの順となっている。

各国の結果を比較すると、フランス・ドイツでは、「子供を持つことは自然なことである」（フランス：58.7%、ドイツ：46.3%）が最も高くなっている。スウェーデンでは、日本と同様「子供がいると生活が楽しく豊かになる」が 69.4%と最も高くなっている。

注目すべきは、日本は「経済的な負担が増える」が他国よりも高い。

図Ⅲ－７ 子供を持つことに対する考え方

	2020年 (%)				日本 (%)			
	日本 (n=1,372)	フランス (n=1,000)	ドイツ (n=1,022)	スウェーデン (n=1,000)	2020年 (n=1,372)	2015年 (n=754)	2010年 (n=1,248)	2005年 (n=1,115)
子供を持つことは自然なことである	43.8	58.7	46.3	39.9	43.8	52.3	57.9	68.5
自分の子孫を残すことができる	15.6	17.8	22.7	10.6	15.6	16.2	20.0	21.2
子供を持つことで周囲から認められる	3.4	2.8	4.0	1.7	3.4	4.9	3.5	4.1
子供がいると生活が楽しく豊かになる	59.2	51.9	40.1	69.4	59.2	63.4	62.7	59.7
子供は老後の支えになる	8.7	9.6	11.1	11.1	8.7	13.8	12.7	10.5
子供は将来の社会の担い手となる	12.1	8.8	20.7	20.4	12.1	17.8	24.4	18.3
子供は夫婦関係を安定させる	10.3	4.5	12.1	1.8	10.3	21.4	21.0	21.5
好きな人の子供を持ちたいから、子供を持つ	30.8	37.3	33.0	45.3	30.8	27.7	18.5	21.9
配偶者・パートナーや親など周囲が望むから、子供を持つ	5.0	4.3	1.8	2.4	5.0	2.8	2.4	2.3
自分の家の家名を残すことができる	3.8	5.3	6.6	2.0	3.8	5.3	4.8	4.3
自分の自由な時間が制約される	13.3	9.9	16.4	17.9	13.3	6.2	6.8	8.9
経済的な負担が増える	24.6	11.9	17.8	13.6	24.6	13.4	13.1	11.4
身体的・精神的な負担が重くなる	9.8	12.6	14.2	15.8	9.8	4.2	3.6	4.4
その他	1.8	0.8	1.0	3.1	1.8	0.1	-	0.2
特になし	4.4	3.3	3.8	1.6	4.4	0.8	1.3	1.1
無回答	0.1	-	0.1	1.1	0.1	0.8	0.5	1.0

注：「無回答」について、2015年以前は「わからない」という項目になる。

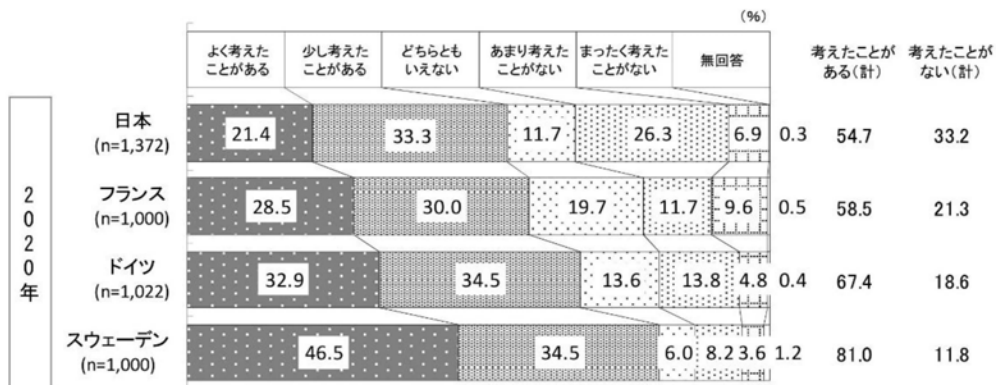
出典：「令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査 報告書」（内閣府子ども・子育て本部、令和3年3月）

ウ 子供の有無という観点からの人生設計

「将来、自分が子供を持つのか持たないのか」といった観点からの人生設計（ライフプラン）について聞いたところ、日本では「よく考えたことがある」（21.4%）と「少し考えたことがある」（33.3%）を合計した『考えたことがある（計）』は 54.7%となっている。

各国の結果と比較すると、『考えたことがある（計）』という回答は、スウェーデンが 81.0%で最も高く、ドイツ（67.4%）、フランス（58.5%）、日本（54.7%）の順である。

図Ⅲ-10 子供の有無という観点からの人生設計



出典：「令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査 報告書」（内閣府子ども・子育て本部、令和3年3月）

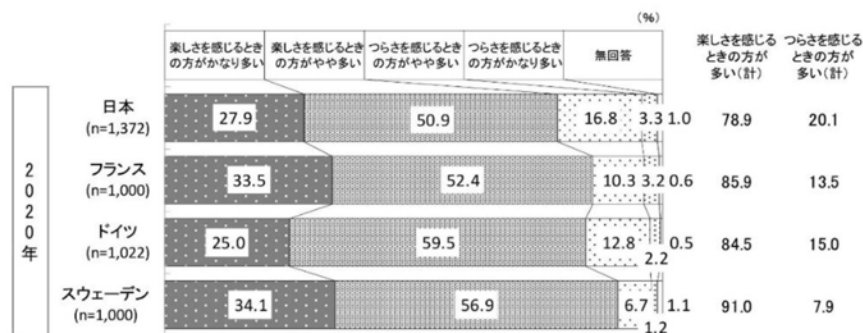
(4) 育児

ア 子育てに対する楽しさ・つらさ

子育てに楽しさを感じるときが多いか聞いたところ、日本では、「楽しさを感じるときの方がかなり多い」（27.9%）と「楽しさを感じるときの方がやや多い」（50.9%）を合計した『楽しさを感じるときの方が多い（計）』は78.9%となっている。

各国の結果を比較すると、いずれの国でも『楽しさを感じるときの方が多い（計）』という回答が大多数を占めており、スウェーデンが91.0%で最も高く、フランス（85.9%）、ドイツ（84.5%）、日本（78.9%）の順である。

図Ⅳ-1 子育てに対する楽しさ・つらさ（4か国比較）



出典：「令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査 報告書」（内閣府子ども・子育て本部、令和3年3月）

イ 子育てをして負担に思うこと

子育てをされていて、自分にとって負担に思うことはどんなことか聞いたところ、日本では、「子育てに出費がかさむ」が55.6%と最も高く、以下、「自分の自由な時間が持てない」（46.0%）、「子育てによる精神的疲れが大きい」（43.1%）、「子育てによる身体の疲れが大きい」（42.6%）などの順となっている。

各国の結果を比較すると、フランスでは、日本と同様、「子育てに出費がかさむ」（43.8%）が最も高い。ドイツでは、「子育てによる身体の疲れが大きい」（50.5%）と「子育てに出費がかさむ」（50.4%）が最も高い。スウェーデンでは、「子育てによる身体の疲れが大きい」が61.6%と最も高くなっている。

図Ⅳ－４ 子育てをして負担に思うこと

	2020年 (%)				日本 (%)			
	日本 (n=1,372)	フランス (n=1,000)	ドイツ (n=1,022)	スウェーデン (n=1,000)	2020年 (n=1,372)	2015年 (n=754)	2010年 (n=1,248)	2005年 (n=1,115)
子育てによる身体の疲れが大きい	42.6	27.9	50.5	61.6	42.6	30.8	26.2	23.8
子育てによる精神的疲れが大きい	43.1	38.4	28.5	39.8	43.1	28.5	28.9	29.2
子育てに費用がかさむ	55.6	43.8	50.4	38.8	55.6	49.6	47.2	46.5
自分の自由な時間が持てない	46.0	23.6	32.8	28.5	46.0	41.5	41.2	42.4
夫婦で楽しむ時間がない	16.3	21.4	28.3	24.7	16.3	12.9	13.3	12.3
仕事で十分にできない	16.3	7.5	38.3	20.6	16.3	16.0	17.6	15.2
子育てが大変なことを身近な人が理解してくれない	6.9	5.2	20.1	13.0	6.9	4.1	3.5	4.1
子供が病気のとき	33.0	28.2	34.2	41.5	33.0	36.3	35.7	36.3
その他	1.6	0.6	1.6	3.6	1.6	0.1	0.0	0.1
負担に思うことは特にない	8.7	21.2	10.4	8.1	8.7	6.0	6.4	11.0
無回答	0.6	0.3	0.5	1.2	0.6	3.8	3.6	3.6

注：「無回答」について、2015年以前は「わからない」という項目になる。

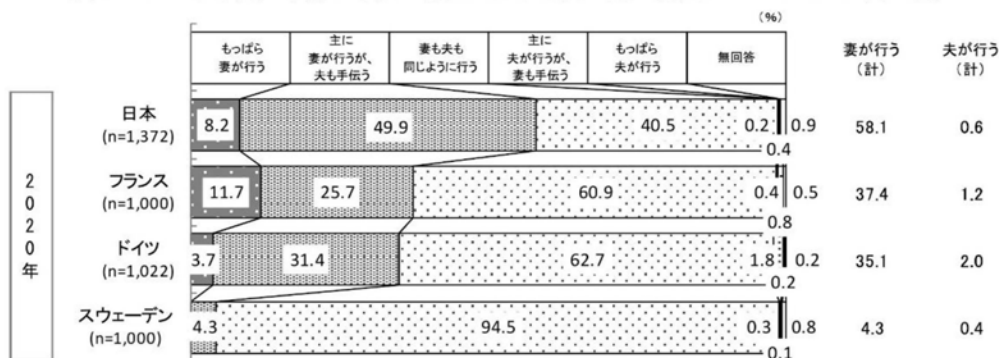
出典：「令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査 報告書」（内閣府子ども・子育て本部、令和3年3月）

ウ 小学校入学前の子供の育児における夫・妻の役割について

小学校入学前の子供の育児における夫・妻の役割についての考えを聞いたところ、日本では、「主に妻が行うが、夫も手伝う」（49.9%）が約半数を占めており、「妻も夫も同じように行う」（40.5%）が続く。

各国の結果を比較すると、欧州3か国では「妻も夫も同じように行う」（フランス：60.9%、ドイツ：62.7%、スウェーデン：94.5%）と回答した人の割合が6割を超えており、スウェーデンで9割台と特に高くなっている。

図Ⅳ－５ 小学校入学前の子供の育児における夫・妻の役割について（4か国比較）



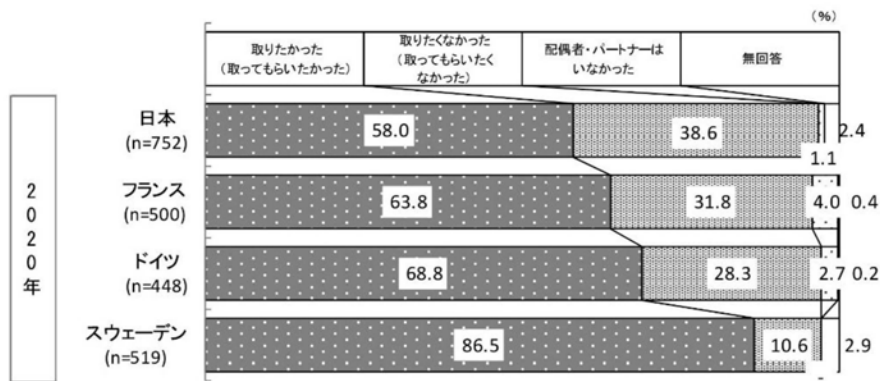
出典：「令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査 報告書」（内閣府子ども・子育て本部、令和3年3月）

エ 出産・育児休暇の取得意向

子供のいる方に、一番下の子供が生まれたとき、男性には自身が出産・育児に関する休暇を取りたかったか、女性には配偶者・パートナーに出産・育児に関する休暇を取ってもらいたかったか聞いたところ、日本では、「取りたかった（取ってもらいたかった）」が58.0%となっている。

各国の結果を比較すると、「取りたかった（取ってもらいたかった）」はスウェーデン（86.5%）、ドイツ（68.8%）、フランス（63.8%）の順に高い。

図Ⅳ－10 出産・育児休暇の取得意向



出典：「令和２年度 少子化社会に関する国際意識調査 報告書」（内閣府子ども・子育て本部、令和３年３月）

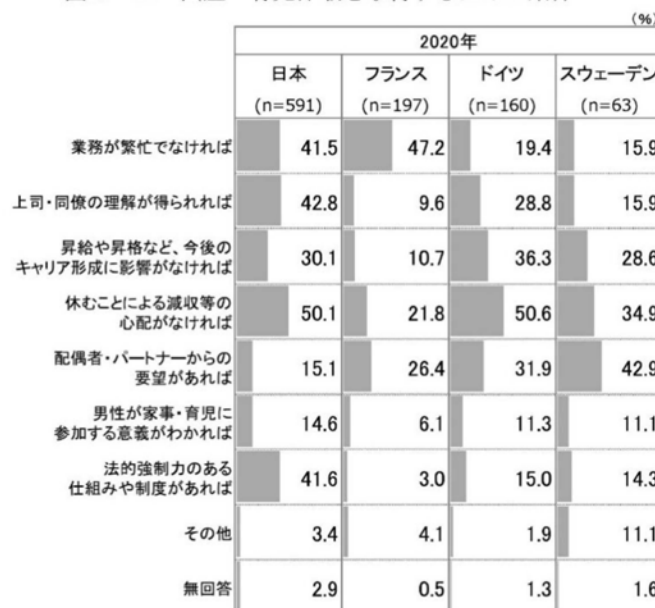
オ 出産・育児休暇を取得するための条件

一番下の子供が生まれたときの出産・育児に関する休暇について、男性の場合は取らなかった方、女性の場合は配偶者・パートナーが取らなかった方に、どうすれば取れると思うかを聞いたところ、日本では、「休むことによる減収等の心配がなければ」(50.1%)が最も高く、以下、「上司・同僚の理解が得られれば」(42.8%)、「法的強制力のある仕組みや制度があれば」(41.6%)、「業務が繁忙でなければ」(41.5%)などの順である。

各国の結果を比較すると、フランスでは「業務が繁忙でなければ」(47.2%)、ドイツでは「休むことによる減収等の心配がなければ」(50.6%)、スウェーデンでは「配偶者・パートナーからの要望があれば」(42.9%)がそれぞれ最も高い。

注目すべきは、日本は「上司・同僚の理解が得られれば」、「法的強制力のある仕組みや制度があれば」が他国よりも高い。

図Ⅳ－13 出産・育児休暇を取得するための条件



出典：「令和２年度 少子化社会に関する国際意識調査 報告書」（内閣府子ども・子育て本部、令和３年３月）